新約聖書

提摩太前後書 提多書 腓利門書

耶穌降生一千八百八十年

翻譯委員社中

米國聖書會社

新約聖書

提摩太前後 提多 腓利門書

明治十三年

日本横濱上梓

價貳錢

使徒パウロテモテに贈れる前書

第一章

一 われらの救主なる神およびわれらの望なる耶穌キリストの命にしたがひて耶穌キリストの使徒となれるパウロ 二 信仰によりて我が眞子なるテモテにふみをおくる 願くは父なる神およびわれらの主キリストイエスより恩寵とあはれみと平康をうけよ ○ 三 われマケドニヤにゆきしとき爾にねがひしはエペソにとゞまりて人に命じてこのしこに異教をつたふることなく 四 また信仰にある神の道をたてずして辯論を生ずる奇談ときはまりなき系圖にこゝろをよするこ とあらしめよとすゝめたり今もかくのごとく行なんし

とをねがふ 五 いましめの主意はあいなり。すなはち潔こゝろとよき良心といつはりなき信仰よりいづ 六 ある人こゝをはなれてむなしき論にうつれり 七 かれらはその教師とならんとして却てそのいふところその定論とするところのことをみづからしらず 八 夫われらおきては善ものなりと知たゞし理にかなひて律法をもちふべし 九 おきては義人のためにまうけたるにあらず不法なるもの不服なるもの不敬なるものの罪悪なるもの不潔なるもの邪僻なるもの父をころせるもの母をころせるもの人をころせるもの 十 奸淫をおこなふもの男色をこのむもの人をぬすむもの誑をいふもの

僞誓をものまたそのほか正理にもとることあるがために設たり 十一 これハ我に託したまふさいはひなる神の栄のふくいんにかなへるなり○ 十二 我に能力をたまへるわれらの主キリスト耶蘇を謝す。そハ我を職に任じて忠信なるものとなしたまへバなり 十三 我むかしハ謗讟なるもの窘迫なるもの狎侮なるものなりしが我信ぜざるときしらずしてことをなしたるゆゑにあはれみをうけたり 十四 我らの主のめぐみ及キリスト耶蘇にありてたもつところのまことの信仰と愛とにきはめて大になれり 十五 キリスト耶蘇つみびとをすくはんために世にきたりたまへり信ずべくまたうたが

ものとして納(う)べきものなり罪人(つみびと)のうちわれハ首(かしら)なり 十六 然(され)どもわが矜恤(あはれみ)をうけしハキリスト耶蘇(いえそ)われにおいてまづその寛(くわん)容(よう)をことごとくあらはし後(のち)かれを信じて永生(かぎりなきいのち)をうくるもののかゞみを楷模(かた)となしたまへるなり 十七 ねがはくハ萬世(ばんせい)の王(わう)とあるもの朽(くち)ずみえざる一(ひとり)の神にハよゝかぎりなく尊貴(たふとき)と榮光(さかえ)あらんことをアーメン○十八 わが子(こ)テモテよさきに爾(なんぢ)をさせるところの預言(よげん)によりてなんぢに命(めい)ずるこのよげんにのり信仰(しんかう)とよきりやうしんをもちて善戦(よきたゝかひ)をたゝかふべし 十九 ある人(ひと)よき良心(りやうしん)をすてしんかうをうしなへり 二十 かくのごとき人これらのうちヒメナヨとアレキサンテルあり我(われ)これらをサタンに

わたさせ給。これかれをして謗讟をいはざらしめんために懲なり

第二章 これ殊に萬人のためにねがひ祈禱もとめ感謝せよ王およびすべて權威をもつものゝために別てこれをなすべし 二 これわれら敬虔と端莊をもて靜に世をすぐすやうに日をおくらんためなり 三 これは美事なり。われらの救主なる神のみこゝろにかなふことなり 四 もろ〳〵のひと救をうけ眞理をさとるにいたるは神此のぞみたまふところなり 五 それ神はひとりなり。またかみと人とのあひだにひとりの中保あり。すなはち人なるキリスト耶穌なり 六 この身を

ろくの人ハこのかハり己をすてゝ贖となせり時いたらバ證を
べし 七 我これがために立られて宣傳るものとなり使徒と
なり。また信仰と眞理をいほうぢんハをしふる者となれり
われキリストにありて眞をいひ謊をいはず 八 このゆゑに
我ねがふ人きよき手をあげて怒なく疑なくいづれの處にて
てもいのらんことを 九 またをんなハはぢをしり能つゝ
しみて宜にかなふころもをきてみづからかざり髪をあむこ
とゝ金と眞珠とおよび貴ころもをもて飾とせず 十 善行を
もてこのかざりとせんことをねがふ神をうやまふ婦女ハこのく
すべきことなり 十一 をんなハすべて此ことに順てしづかに道

とまなぶべし 十二 われ婦女がをしへをなすことまたは男のうへ
に権をとることをゆるさず。をんなはたゞ安静にすべし 十三
それアダムは前につくられエバは後につくられたればなり
十四 アダムはまどはされざりしなり婦はまどはされて罪にお
ちいれり 十五 されども彼もし信仰と愛と潔と謹にをるな
らば子をうむことによりて救をうべし

第三章 人もしかんとくの職をねがはゞこれ善務をねがふ
なりといふ話はまことなり 二 それ監督たるものはせむべ
きところなく一婦のをつとなるべく謹慎みづから制しみ
ちたゞしく旅客をねんごろにあしらひ教訓をなし 三 酒

をなしまず人をうたず柔和にしてあらそはず財をむさぼ
らず四自己のいへをよくをさめ端荘をもてそのこどもを
したがはしむべきなり五人もしおのれの家ををさむるこ
とをしらずばいかにして神のけうくわいをあづかること
をえんや六且あらたに教にいりしものを監督となすべか
らず。おそらくは驕傲てあくまとおなじ罪におちいらん七
またこのんとくは外にあるものにも令聞あるべし。おそらくは
誹謗と魔鬼のわなにおちいらん〇八執事なるものも亦
うや〱しく両舌せず酒をたしなまず利をむさぼらず九し
んりの奥義をきよき良心のうちにたもつべし十これを先

こゝろみて責べきところなくバ執事のつとめに當べし 十一 女しつじもまた端莊し人をそしらずつゝしみすべてのことに忠信なるべし 十二 しつじたるものハ一のをんなの夫なるべし兒女とおのれのいへをよく管理べし 十三 善しつじのつとめをつとむる者ハおのれのためによきくらゐを得キリスト耶穌にあるしんかうに勇氣をうべし○十四 われ速なんぢにいたらんことを望されどふみをかきおくるハ 十五 我もしおそくならんとき爾いかにして神のいへにおいておこなふべきかをしらんためなり。このみのいへハ活神のけうくわいにしてあり眞理のはしらと基なり。をしへのおくぎハ大なること

へきものはうたがふところなし 十六 神はにくたいとなりてあら
はれ靈によりて義とせられ天使にみられ異邦人のなかに
のべつたへられ世の人にしんぜられ榮光のなかにあげら
れたまへり

第四章 しかれども靈あきらかに言のちにいたらば或人し
んかうの道よりはなれて人をまどはす靈と惡鬼のをしへに
心をよせん 二 善をうりて謊をいひ良心をやかれ 三 娶ことと
を禁じ食をたつことを命ずるものにさそはるゝによりしく
なり 食はもとより神これをつくり信じて眞理をしれる人
にこれをしやしてうけしむるものなり 四 それ神のつくりしも

のハみな美なり。かんしやしてうくるときハ棄べきものな
し 五 そハ神のことばと祈禱によりてきよくなれバなり 六
爾これを兄弟たちにをしふるときハキリスト耶穌のよ
き役者にしてしんかうの道となんぢがしたがひしところ
の善教のことばにやしなはれたるものなり 七 妄談と老婦
のあやしきはなしをすてゝ神をうやまふことをみづから修
行すべし 八 肉體のしゆぎやうハ益すくなし。たゞ神をうや
まふことハ凡事にえきありて今生および來生にのつるやく
そくをうるなり 九 このことば信ずべくまたうたがはずして納べ
きものなり 十 これがためにつとめて勞苦また詬誶をうく

そハわれらいける神をのぞめばなり。これハ萬人のすくひぬし殊に志んずるものゝ救主なり 十一 なんぢこれらのことを命じまたをしふべし〔 〕十二 なんぢ年幼をもて人にかろんぜらるゝなかれ言と行と愛と信と潔とをもて志んじやの模楷となるべし 十三 なんぢ誦讀すゝむること教訓をつとめてわがいたるを待 十四 よげんと長老會の按手禮によりてなんぢにたまひしところの賜をゆるがせにすることなかれ 十五 心をこれによせて專これをつとむべし。それハなんぢの上達をすべてのひとにあきらかならんためなり 十六 爾なんぢをつゝしみ亦をしふることをつゝしむべし恒にこれらのこ

とをつとめよ斯なさふときハ己をもすくひまたなんぢに
きくものをもすくハん

第五章 老人をせむることなかれ。これを父のごとくし幼者
をきやうだいのごとくせよ 二 老婦をはゝのごとくしてむす
め。またわかきをんなを姉妹のごとくしこれをもてなすに
潔浄をつくすべし 三 寡婦なるまことの寡をうやまふべし
四 然ど寡婦に子あるひハ孫あらば先かれらにいへ
にて孝をおこなひその親にをんを報ることをまなぶべし。こ
れ神のみこゝろにかなふことなり 五 眞のやもめにて獨を
るものハたゞ神にたよりたのみ晝夜ねがひと祈禱をつねに

まるなり 六 縱樂をなさせとめん生るといへども死るものな
なり 七 なんぢ此事をめしこのまゝをとして責べきところな
らしむべし 八 人をしれのまゝに屬するものをこのへりみだ
殊にそのまゝに家族をかへりみざるならばあんこのうの道に
そむき不信者よりもまさるものなり 九 寡婦をその籍に
志るさばこゝろは六十歳より少しのるべしのらば。もとより一夫の
つまなりしものにて十善行にきこえある者もしくは子ど
もをそだてし者もしくは旅客をもてなしたる者もしくは聖
徒のあしをあらひたる者もしくは難人をたすけしもの若
くはつとめてもろくの善事に志たがひしものなるべし 十一

わかきやもめハこれを辭べし。そハこのものらキリストにそむきて心をみだすときハ再嫁せんとすればなり 十二 かゝるをんなハはじめにたてたる約束をすつるによりて罪にさだめらるべし 十三 かつまた懶惰にならひ人のいへをあそびめぐり唯らんだなるのみならず妄にひとのうはさをいひ好てひとの事にかゝり言べからざることをいふなり 十四 これゆゑに我ねがふわかき寡婦ハよめいりをなし子どもをうみ家をさめて敵なるものにまでもそしるべき機をえせしめざらんことを 十五 それこのものらの中すでに道をすてゝサタンに從へるものあり 十六 信ずるをとこ或ハしんずる女そ

のいへに若やもめあらバこれらをたすけ教會をわづら
はすべからずそれハけつくさいをして眞のやもめをたすけし
めんためなり 十七 善をおさむる長老を倍して之を尊敬こ
とゞをつたへ教をなして勞する長老らを殊にたつふと
むべし 十八 それ聖書にあるして穀物をこなす牛にくつご縛
このべからずと又はたらくものはその値をうくべきなりと
いへるなり 十九 長老をうつたふるものはかならず二人三人の
あかしびとなくバ納べからず 二十 罪あるものを衆人
のまへにてこれを警むべし。これ餘のひとをしておそれし
めんためなり 二一 われ神とキリスト耶蘇まへにエらばれたる天

使のまへにてなんぢにいどむ預見のさだめをなすことなく少にても偏よりておこなふことなくしてこれらのことをまもるべし 二二 かるがるしく人に按手するなかれ人のつみに干ることなかれみづから守てきよくすべし 二三 なんぢ胃のためおよびなんぢしばしばわづらふによりてつねに水をのむことなかれ少しく葡萄酒をもちゐべし 二四 ある人の罪はあきらかにしてその人にさきだちてさばきの場にゆき或人のつみはあとにしたがふ 二五 このごとく善行もあきらかなるあり然ざるもまた終にかくるることあたはず

第六章

およそ軛のしたにある奴僕はおのれの主をことごと

は恭敬べきものとなすべし。これは神の名をそしるまざらんためなり 二 信者なる主をそしるものはその兄弟たるによりてこれをこのまんぞべからず別てこれは事ふべし。それ益をうくるその信者にてなかいせしくるしきその名まだなり。なんぢこのもとを教まさきをむべし 三 そしることなる教をつたへてもまつの主い匠なキリストのよきことどもと神をうやまふことはうなふ教をうけがはざるものあらば 四 この人みづからたふぶり無知にして議論と言辞のならそひをこのむ。これによりて娼嫉争闘毀謗妄疑 五 またまた邪にして眞理をもるもは神をうやまひて利をえんとおもふひとは争論れ

ふるなり。なんぢら斯のごときひとに遠ざかるべし 六 神をうやまひて足ことをしるハ大なる利なり 七 われら何をもたづさへて世にきたらず亦なにをも携てゆくことあたはざるハ明なり 八 それ衣食あらバこれをもて足とすべし 九 富んことを欲するものハ患難と羂また人を滅亡と沈淪におぼらすところの愚にして害あるさまざまの慾におちいるなり 十 財をたふとむハもろもろのあしきことの根なり。あるひと此をしたひ迷てしんかうの道をはなれ多のくるしみをもてみづからわが身を刺り 十一 神のひとよこれをさけてたゞしきことゝ神をうやまふことゝ信仰とあいと堪忍と柔和

とく識しれふべし 十二 しんりの善戦をたゞこのひ永生をとるべし。なんぢこれがために召をうけたまへり又おほくの人のまへにてよき證をなしたり 十三 つねに萬物をして生をたもたしむる神およびポンテオピラトにむかひてよき證をなしたまへるキリスト耶穌のまへにてなんぢに命ず 十四 爾われらの主いゑすキリストのあらはるゝときまで玷なく責べきところなくして誠をまもるべし 十五 神そのさだめたまへる期いたらばこれをあらはさん神ハすなはち福なるところの獨一のけんゐあるもの諸の王の王もろもろの主の主 十六 たゞひとり死ざるものゝ近づくことをえざる光にいまして人いま

だみしことなくまた見ことあたはざるものなり。ねがはくは尊貴とかぎりなき權力このきよなりアーメン○十七なんぢら此世のとめるものに命ぜよ。たかぶることなく定なきたからを恃ことなく唯われらをたのしませんとて諸物をゆたかにたまふ神をたのみ 十八 まさ善をおこなひ善事に富をしみなく施濟をなして人とわかつべし 十九 かくて己のために善基をたくはへ未來のそなへをなすべし是まことの生をとらへんためなり 二十 テモテよなんぢ託せられしことを守みだりなる益なき談および智識といつはりとなふる辨論をさくべし 二十一 ある人このいつはりのちしきにしたがひて信

御をほめまつり。ねがはくは恩寵なんぢらにあらんことを
アーメン

新約聖書提摩太前書 終

使徒パウロテモテにおくれる後書

第一章

一 神の旨によりてキリスト耶蘇にあるいのちの約束をつたへんためにキリストいゑすの使徒となれるパウロ 二 我が愛する子テモテに書をおくる。ねがはくハ爾ちゝなる神およびわれらの主キリストいゑすより恩寵と矜恤と平康をうけよ 三 我よるひる祈にたえずなんぢを懐によりてわが先祖にならひきよき良心をもてつかふる神にしやす 四 我なんぢの涕をおもひてなんぢを見んことをねがふ。これ歓喜をわれにみてしめんためなり 五 これ爾のいつはりなき信仰をおもふ斯のごときしんかう前になんぢの祖母ロイスまたなんぢの母ユニケ

にあり今なんぢにもあることを信ずるなり 六 これゆゑに
われ爾をしてわが按手によりてなんぢがうけし神のたま
ものをふたゝび熾にせんことをおもはしむ 七 そは神のわ
れらにたまへる霊はおくする霊にあらでちからと愛と謹
みとの霊なればなり 八 この故になんぢ我らの主の證をな
すことをその囚人なる我を恥となすなかれたゞ神のちから
にしたがひて福音のためにわれとゝもに苦をしのぶべし
九 彼われらをすくひ聖召をもてめしたまへり是われら
の行によるにあらずたゞ神おのがむねと世のあらざりし
さきよりキリスト耶穌のうちにわれらにたまひし恩恵に

よるなり 十 此めぐみハいまわれらの救主いゑすキリストの顯たまひしによりてあらはになりキリスト死をほろぼし福音をもて生命とくちざることをあきらかにせり 十一 我このふくいんのためにたてられてのべつたふる者となり使徒となり異邦人の師となれり 十二 この故にわれこれらの苦にあひたり。されどこれを恥とせず。そハわれが信ずるものを知り且わがこのみに託したるものを彼かの日にいたるまで守りたまふをしらるを信ずればなり 十三 なんぢキリスト耶蘇にある信と愛とをもてわれにききしところの眞のことばの模楷をたもつべし 十四 なんぢに託したるよきものを

我儕のうちにをる聖靈をもてまもるべし 十五 アジアにをるものゝことごとく我に背きしはなんぢがしるところなり フゲロとヘルモゲネとその中にあり 十六 ねがはくは主あはれみをオネシポロの家にたまへ。そは彼しばしば我をなぐさめ且鏈をはぢとせず 十七 そのロマにありしときいそぎたづねて我にあひたり 十八 ねがはくは主かれをしてその日において主のあはれみをえせしめよ 彼エペソにありていかばかり我につかへしかは爾のよくしるところなり

「第二章」わが子よなんぢキリスト耶穌にあるめぐみに堅固なるべし 二 またなんぢおほくの證人のまへにて我よりきゝ

しところのことを忠信にして能ひとををしふるにたる人にたくすべし 三 なんぢキリスト耶穌のよき兵卒のごとくにわれとともに苦をしのぶべし 四 兵卒をつとむるものは世事をもてみづからをわづらはさず。これ募もののこころを悦せんとすればなり 五 もし力をきそふもの法にしたがひてきそはざれば冕をえず 六 はたらきする百性まづ實をうくべきなり 七 なんぢわがいひしところを思べし主なんぢに萬事をさとらしめん 八 ダビデのすゑよりいでたる耶穌キリストはわがつたふるところの福音のごとく死よりよみがへりたるを爾こころに記べし 九 これふくいんのため我くるしみを

うけて罪人のごとく繋るゝにいたれり。されど神のことばは
はつながれず十このゆゑにわれえらばれしもののために
よろづのことを忍ぶこれかれらにもキリスト耶蘇にある救お
よびかぎりなき栄をえせしめんためなり十一こゝに信ずべ
きはなしなり我儕しにたらばともに苦をうけばこの後とも
もに生べし十二われらもしたへしのばゞ彼とともに王となるべ
し。われら若かれをしらずといはゞ彼もわれらをしらずと
いはん十三われら信ぜずといへども彼は信なり。かれは己
にたがふことあたはざるなりと○十四爾このことをもて此事
をおもひいださしめ主のまへにてことばあらそひをいましめ言によ

まであらそふことなからしむべし。これは益(えき)あるところなく聴者(きくひと)をしてほろびにいたらしむ 十五 なんぢ神(かみ)によろこばるゝものとならんことを職務(つとめ)またはづるところなき工人(はたらきびと)となりて眞道(まことのことば)をたゞしくわかちをしへんことをつとむべし 十六 妄(みだり)なる益(えき)なきはなしをさくべし。それこれをなすものはますます不信(ふしん)にすゝめばなり 十七 そのものらのことばは脱疽(だつそ)のごとく腐(くさ)れひろがるべし ヒメナヨとピレトはこのたぐひのものゝ中(なか)になり 十八 このものら眞(まこと)をあやまりて甦(よみがへり)はすでにすぎたりと言(いひ)かくて數人(すうにん)のしんじんをほろぼせり 十九 しかれども神(かみ)のゐたまひし堅基(かたきもとゐ)はたてり。そのうへに印(いん)あり。しるしていふ主(しゆ)

おのまゝに屬ものをしると。まづ云ふすべて主の名をよぶもの
は不義をしらざるべしと 二〇 大なる家のうちには金と銀の器
あるのみならず木と土の器もあり。このものは貴にもちゐこれ
は賤にもちゐるなり 二一 人もしこれらをしりぞけて己をきよ
くせば貴にもちゐるうつはとなり潔して主の用にかなひ
すべて此善事をなすことを得なり 二二 なんぢ幼少ときの慾
をさけて義と信と愛をおひをもとめ又きよきこゝろにて主
をよぶものとやはらぐことを追求べし 二三 愚なると無學な
る辯論をさくべし。そはこれより爭競のおこるをしればな
り 二四 主のしもべはあらそふべからず和平にすべての人を

あしらひ教をよくし忍ことをなし 二五 さからふものに柔和をもていましむべし神あるひハこのものらに悔あらたむる心を賜ひてこれに眞理をしらしめたまはん 二六 又このものらその酔さめてあくまの罠をのがれいでん。それハ惡魔このものらをしておのが旨をおこなはしめんためにこれを擒にせらるゝバなり

第三章 末世よなやみの日きたらん。なんぢこのことを志れ 二 その日にいたらバ人たゞおのれをいつくし貪婪ほこり驕傲のゝしり不孝恩をしらざれ不潔 三 不情怨をとくのぞく讒誣放縦はげしいきどほり殘刻善をこのまず 四 友を賣りかるはずみ自負

神よりも樂哉をいまゐることをせん 五 このまゝは信心の貌あれど實はしんじんの徳をすつ。なんぢかくのごとき者哉さくべし 六 人の家にいりて愚女をとりこにするかくのごときものなり。この女はつみをつみかさねさまぐの慾にさそはれ 七 常にまなべども眞理をしるにいたることなかりし 八 この人はヤンネとヤンブレがモーセにさからひしごとく亦まことにさからふなり。このものは心のくさりたるもの信仰に於てすてられたるものなり 九 されど猶この人は進ことあらじ。それこの二人のごとくこれらの愚なることもすべての人にあらはるべければなり 十 なんぢは

ならび教誨おこなひ志意しんかう寛容愛忍耐 十一 およびわがアンテオケ イコニヲン ルステラにてあひしせめと困苦またそのがうけし窘迫のいかなるかをしる主ことごとくそのうちより我をすくひたまへり 十二 すべてキリスト耶穌にありて神をうやまひて世におらんとこゝろざすものはせめをうくべし 十三 あしきひとゝ人をあざむくひとはますます悪にすゝみ人をまどはし亦ひとにまどはさる 十四 なんぢまなびて信ぜしところ此ことにとまるべし。それなんぢ誰によりてこれをまなび 十五 且いとけなきときより聖書をしることをしればなり聖書はなんぢをしてキリスト耶穌をしんずるより

よりて救をえせしめんためなり智慧をあたふるものなり 十六
聖書ハみな神の黙示よりしてをしへといましめまた人をし
てみちに歸せしめまた義をまなばしむるに益あり 十七 これ
神のひとをして全をえてもろもろの善事をなさしむるに缺なからし
んためなり

第四章 これ神のまへ及あらはるゝときその國にわたりてい
けるものと死者とをさばきたまふキリスト耶穌のまへにおいてなんぢ
に求 二 なんぢ道をのべつたへ屈し時をうるもときを得ざ
るもつねにこれを務さまざまの忍とをしへをもて人をただ
しく儆戒をなすべし 三 それ人まことのをしへをいまだ耳

をよろこばしむることを好みその私慾にしたがひておのがためにに師をましくはふるときゝたらん 四 このまゝみゝを眞理よりそむけ奇談にむかふべし 五 されど爾はすべてのことにつゝしみ苦難をしのびて傳道者のわざをなしなんぢの職をつくせ 六 われ今そなへものとならんとす。わが世をさるときちかづけり 七 われはすでに善戰をたゝかひ已にはしるべき程をつくし已にしんかうの道をまもれり 八 いまよりのち義の冕わがためにそなへあり主すなはちたゞしき審判をなすものその日にいたりてこれを我にあたへん獨われにあたふるのみならずすべてこのものの顯著をしたふものにも

なりたまふべし○九なんぢつとめてすみやかに我にきたれ 十 デマスこの世をあいして我をすてゝテサロニケにゆけりクレスケガラテヤにテトスダルマテヤにゆけり。たゞルカのみ我とともにあり 十一 なんぢマコをつれてともにきたれ。そはこのもの職に我にえきなればなり 十二 我テキコをエペソにつかはせり 十三 爾きたるときトロアスにてカルポのもとにのこしゝ外衣をたづさへきたれ。また書籍をたづさへきたれそれ皮なるものゝうちも肝要なり 十四 銅匠なるアレキサンデルおほくわれをなやませり主これがおこなひしところにしたがひて報をなさん 十五 なんぢもまた彼をふせぐべし。かれ甚しく我

らの言にさからひたり　十六　わがはじめて審官に事由をのべ
しときに誰もわれとともにせず皆われをはなれたり願はこの
ことに罪のきせざらんことを　十七　されど主われとともにあ
りて我にちからをあたへたまへり是われによりて道のこと
ごとくつたはり異邦人をしてみなこれをきかしめんためな
り我またすくはれて獅子の口よりいでたり　十八　主またわれをす
くひてもろもろの惡事よりすくはれしめ且われをすくひてそ
の天の國にいたらん。ねがはくは榮とこしなへにかれに歸
せんことをアーメン　十九　請なんぢプリスカとアクラとヲネシホロのいへ
に安をとへ　二十　エラスト　コリントにとどまれり　トロピモ　病あれば

てありけれバミレトにとゞめたり 二一 なんぢ冬(ふゆ)よりさきにいそぎ我(われ)にきたれ ユブルとプデスとリノスとクラウデアと兄弟(きやうだい)みななんぢに安(やすき)をとふ 二二 ねがはくハ主(しゆ)いゑすキリストなんぢの霊(たましひ)とともにあれ。ねがはくハ恩寵(めぐみ)なんぢらにあらんことを

アーメン

新約聖書提摩太後書(しんやくせいしよてもてのちのしよ) 終

使徒パウロ テトスにおくれる書

第一章 神のしもべ並にキリストの使徒パウロおなじ信仰によりてまことの真子なるテトスに書をおくる。一 神のえらびたまへる人をして信仰をおこさしめ、かつ神をうやまふ真道をさとらしめんために使徒のつとめをなし 二 謊なきかみの創世のまへに約束したまひし永生をのぞめり 三 神はおのれさだめおきたまへる期におよびて宣教によりてこれかぎりなきいのちの道をあらはせり宣教はまかされてわれらの救主なる神それ命をもて我にゆだねたまへるところなりものなり 四 願へるおんぢテトスちなみなる神およびまき

らの救主キリストいゑすより恩寵と平康をうけよ○五 我なんぢをクレテにとゞめたるゆゑハ爾をして缺たるところをたゞしく且なんぢが命ぜしごとく各邑にちやうらうをたてしめんとてなり 六 人もしとがむべきところなく一婦の夫にしてその子女もはうたうをうつたへらるゝことなく服ハざることなき信者ならバ長老にたつべきものなり 七 それ監督ハかみの家宰なれバかならず咎べきところなく己がまゝをなさず軽しくいからず酒をたしまず人をうたず利をむさぼらず 八 遠人をねんごろにあしらひ善をこのみ謹守たゞしく聖潔みづから制し 九 まなびしと

ころの眞道(まことのみち)をまもるべし。これ正教(たゞしきをしへ)をもて人(ひと)をすゝめ これら辨駁(べんばく)するものをくじかんためなり 十 それ服(したがは)ずして むなしき論(ろん)をいふものまた欺騙(あざむくこと)をなすもの おほくして 割禮(かつれい)にぞくするもののうちには殊(こと)にかくのごときもの おほかり 十一 かれら汚利(きたなきり)をえんためにをしふべからざることををしへて全家(ぜんか)のしんるいをほろぼさんがゆゑにこのものらだこのやからの口(くち)をしてふさがしむべし 十二 クレテ人(びと)此うちなる預(よ)言者(げんしや)いひけるはクレテびとは恆(つね)にいつはりをいふ者(もの)あしきけものまた懶惰(らんだ)にして食(しよく)をむさぼるものなりと 十三 この證(あかし)はまことなり このゆゑに爾(なんぢ)きびしくこのものらを誡(いましめ)られるを志

て信仰をかたうすべし　十四　ユダヤ人のあやしきはなしと眞理をもとる人のをしへをきゝてこころをよすることなからしむべし　十五　潔き人にはすべての物きよく汚たるひとゝ不信者には一としてきよきものなし已までにうまれつきのこころと良心もけがれたり　十六　このものらみづから神をしるといへども其わざはこれに逆ふこのともがらはにくむ厭きものなり。したがはざるものなり。すべての善事にとりてはすつべきものなり

第二章　さはれど爾はたゞしきをしへにかなふことゝをかたるべし　二　老人にはつゝしみと端莊とみづから制することゝを勧め信仰と愛と忍耐とにかたうならんことをすゝむ

むべし 三 老婦にもまた然に このなふ行をなさん、ことゝ人をそしらず酒をおほくたしまず善ことを人にをしふることをなさしむべし 四 また彼儕をしてわかきをんなに夫をあいし子をいつくしみ 五 みづからせいし貞潔にし家務をなし慈悲をいだきその夫にしたがふことををしへしむべし。これ神の道のけがされざらんためなり 六 なんぢまた幼男にみづから制することをすゝむべし 七 爾なにごとをなすにも己よきわざの模楷となることを勤をしへをつたふるに信實をあらはし。うやうやしくし 八 責べきところなき正言をはらかんべし。これ敵するものをしてわれらの惡をいふに縁

なくみづから愧ることをなからしめんためなり　九　僕にはおのれの其主人に志たがひ万事にもことごとく彼をよろこばせんことを務むべし言ひさからふ勿れ　十　物をぬすみとらずことごとく忠信をつくすべし是らは我らの何事をもわれらの救主なる神の教をかざることをせんためなり　十一　夫すべてのひとを救をたまふ神のめぐみあらはれたり　十二　われらを誠われらをして神をうやまはざることゝ世の人の此慾をすてゝみづから制したゞしく且つゝしみて今世をわたらへ　十三　望ところの福とおほいなる神また我らの救主イエスキリストの栄光あらはれたまはんこと

をのぞみまつべし 十四 キリスト我儕のためにおのれの身をすてたまへり。これわれらをすべての罪よりあがなひいだし且おのれのために一民をきよめこれをして熱心によきわざをおこなはしめんためなり 十五 爾これらのことをかたりてこのむねをつたへ勸めなんぢのすべての權威をもていましむることをとくときさとすべし。なんぢ人にかろんぜらるるなかれ

第三章

一 なんぢこのともがらをして執政とけんゐあるものに服しそのおきてにしたがひ凡のよきわざをおこなふ備をなし 二 人をそしらずあらそはず和平にしすべての人をあしらふに柔和をあらはしてせんことをおもひいだきなむべし 三 われらも前に

られうへるそゝぎたまへるところのものなり 八 このことは信ず
べきものなり我なんぢがこれらのことを切にいひたまはり神
をしんずるものをしてつゝしみて善功をつとめしめんこと
を欲すればなり これらのことは美また人にえきあり 九 なんぢおろ
かなる辯論と系圖と爭鬭と律法のあらそひをさくべし。こ
れらは益なくしてむなしきものなればなり 十 異端をとな
へ分をたつる人はなんぢこれをひとたびふたゝびいまし
めて後とほざくべし 十一 そはかくのごとき人はよこしまに
してみづから罪あるをしりてなほこれを犯ことをなんぢ
しらばなり ○ 十二 アルテマスあるひはテキコを我なんぢはつかはさ

あらんとき速いそぎてニコポリスにきたりわれにつくべし。
われかしこにて冬をすごさんとさだめたり 十三 法律家なる
ゼナスおよびアポロを懇におくり。このものらをして乏ことなか
らしめよ 十四 又われらにつけるものをして善功をつとめ人
のなくてならぬものをたすけんことをまなびて果をむすば
ざることなからしめよ 十五 我とともにあるものの皆なんぢ
に安をとふなんぢに請しんうちにありて我をあいするもの
の安をとへ。ねがはくは恩寵なんぢらすべてのものにあら
んことをアーメン

新約聖書提多書 終

使徒パウロピレモンにおくれる書

耶穌キリストのためにめしうどとなれるパウロおよび兄弟テモテわれらがあいする者われらがはたらきの侶なるピレモン 二 およびわれらが姉妹アピアわれらとともに戦争をなせるアルキポおよび爾のいへのうちの教會にふみをおくる 三 ねがはくはなんぢら我儕のちちなる神および主いゑすキリストより恩寵と平康をうけよ 四 我いのるときに常になんぢのことをのべてわれらが神に謝す 五 そはつねになんぢが愛としんかうをもて主いゑすに向またもろもろの聖徒にむかふことをきけばなり 六 われらが祈ところへ爾ととも

に信仰(しんかう)をたもてる人(ひと)なんぢらハうちなるきよめられ善(よき)事(こと)を為(なす)によりて其(その)なんぢらハよきをなしキリストの榮(さかえ)光(え)をあらはさんにいたらんことなり 七 兄弟(きやうだい)よわれなんぢの愛(あい)によりておほいなるよろこびと安慰(なぐさめ)をえたり、そハせいとたちの心(こころ)なんぢによりて安(やす)ぜられたれバなり 八 このゆゑによりて我(われ)キリストにありてはぢるところなくなんぢにまさにそのなすべきことを命(めい)ずることをうるといへども 九 愛(あい)のゆゑによりて寧(むしろ)なんぢにもとむ いますでにとし老(おい)いまキリスト耶蘇(いゑす)のためにめしうどゝなれるパウロこのくれごとききものにて 十 われが縲絏(なはめ)のうちにてうみし子(ご)なるオネシモのことを

なんぢにねがふ　十一　このものさきにはなんぢに益なきものなりしが今はなんぢにも我にもえきあるものとなれり。われ彼をなんぢのもとへかへす　十二　爾これを納よ。これはわが心なり　十三　われこれをしてわがもとにとゞめ我ふくいんのためにうけたるなはめのうちに爾にかはりてわれにつかへしめんとおもへり　十四　然どもわれなんぢの肯ざることはなにごともなすことをこのまず。これなんぢが供給やむをえざるにいでずして心よりいでんことをのぞめばなり　十五　彼がしばらくなんぢをはなれしは爾をしてかぎりなくうけとめおき　十六　これのちは彼をしもべのごとくせず僕にまさるものすなはち兄

弟となさしむるためにあらざりしと志らんや我ハかの者をことに
とるに何況やなんぢ肉によりても主によりてもこれをあい
せざらんけんや十七爾もし我れを侶となさバ請我をいるゝごとく
このものを納よ十八このものもしなんぢに不義をなしまたなんぢに負債あ
らバなんぢこれをわれに帰せよ十九われパウロ親手これをかけり。わ
れこれをつくのはん。なんぢハ身をもて償べきふさいハわれにあ
りといへども我このものをいはず二十兄弟よわれなんぢよりよきを
主によりてえんことを望なんぢわが心をキリストによりて
やすめよ二十一我なんぢが志たがふことをふかく信じてこれ
を爾にかきおくる。なんぢの行ところハわが言と

ころよりもまさりてなさんことをしれり 二二 またなんぢわがため
に寓所をそなへよ。そはわれなんぢらのいのりによりてつひ
にわが身はなんぢらにあたへられんとおもへばなり 二三 耶
穌キリストにありてわれとともに囚となれるエパフラスなん
ぢの安をとふ 二四 わがはたらきのともなるマコ アリスタルコ デマス
ルカもおなじく安をなんぢに問 二五 ねがはくはわが主いエ
にキリストの恩恵つねになんぢらの靈とともにあらんこと
をアーメン

新約聖書腓利門書終

テモテ前書 一ノ十一 託したまへバハ託したまふノ誤り

テモテ前書二ノ八 ことをねがふノねがふ三字誤入

同　二ノ十 女にハノに字誤入

同　二ノ十五 潔ノ傍訓きよきノきヲ誤脱ス

同　三ノ三 たしなまずノま字誤入

同　四ノ一 まどはす霊(みたま)ハまどはす霊(れい)ノ誤

テトス書一ノ五 クレテノ―ハ‖ノ誤

同　一ノ七 むさぼらずバノバ字誤入

但シ遠人ノ上旁ニ八ノ節附ヲ脱ス